

連合学校教育学研究科論文集発行要項等

- 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行要項
- 「教育実践学論集」投稿要領
- 「教育実践学論集」編集要領
- 「教育実践学論集」論文審査報告書
- 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科及び兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の各研究科論文集における投稿論文審査に関する相互協力

※発行要項等は、第23号原稿締切時のものを掲載しています。
最新の発行要項等はホームページでご確認ください。
<http://www.office.hyogo-u.ac.jp/jgs/journals/>

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成18年1月24日

(目的)

第1条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(以下「研究科」という。)の論文集の発行は、研究科の研究活動の推進及び研究者間の研究交流を図り、教育実践学の構築と発展に貢献することを目的とする。

(名称及び発行)

第2条 研究科の論文集の名称は、教育実践学論集とし、発行は、原則として年1回以上とする。

(著者の範囲及び掲載内容)

第3条 研究科の論文集は、研究科所属の教員、学生及び構成大学所属教員をはじめとする内外の研究者による教育実践学の構築と発展に資する学術論文等を掲載する。

(編集委員会)

第4条 研究科に、研究科の論文集の編集及び発行のために、編集委員会を置く。

(組織)

第5条 編集委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究主幹

(2) 各連合講座から選出された者 各1人

2 前項第2号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(審議事項)

第7条 編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

(1) 投稿原稿の掲載に関する事。

(2) 編集及び発行計画に関する事。

(3) その他委員会が必要と認める事項

(議事)

第8条 編集委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

2 編集委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(掲載の審査等)

第9条 投稿原稿の掲載に当たっては、レフェリーによる審査を行い、その審査結果に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。

2 編集委員会は、レフェリーの選任を行い、研究科所属教員以外の者にもレフェリーを委嘱することができる。

3 編集委員会は、レフェリーの意見に基づき、掲載予定の原稿について、著者との協議により内容の変更を求めることができる。

4 編集委員会は、原稿の依頼を行うことができる。

5 編集委員会は、掲載された論文が不正なものであることが判明したときは、当該論文の掲載を取消することができる。

(投稿)

第10条 投稿の要領については、編集委員会が別に定める。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、研究科の論文集の発行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

2 第5条第1項第2号の規定に基づき平成18年4月に選出された、学校教育臨床、社会系教育、芸術系教育の各連合講座の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

〔平成16年 4月 1日〕
編集委員会決定

最近改正 令和2年12月23日

(一般事項について)

- 1 「教育実践学論集」は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「研究科」という。）の所属学生（休学中を含む）及び教員並びに構成大学教育学研究科又は教育学部所属教員を筆頭著者とする教育実践学の構築と発展に資する学術論文等を掲載する。なお、単位取得満期退学者にあっても、退学後3年以内は投稿することができる。
- 2 掲載する学術論文等は、他の学術雑誌、論文集に未発表の原著論文、その他である。科学研究費補助金、研究科の共同研究プロジェクト等の研究報告書に掲載されたものは、その旨を記載すれば投稿することができる。
なお、次のものは原著論文として扱う。
 - ① 教育実践記録で、それが単なる事実の記録にとどまらず、実践の意図やねらい、実践内容の分析等を含み、内容あるいは研究方法において新規性・独創性のあるもの
 - ② 教育実践学に係わる教育内容・教育資料・教材開発あるいは過去の教育思想・教育制度・教育実践・教育内容を分析したもの
 - ③ 上記以外で、教育実践学の構築と発展に資する学術論文であると編集委員会で検討・判断したもの
原著論文以外のものについては、編集委員会で検討・決定する。
- 3 倫理的配慮
 - (1) 個人情報の取り扱いについて、個人情報保護に関する法令等に従うこと。
 - (2) 研究内容によっては、所属機関等において倫理審査委員会等の承認を得ていること。
- 4 英文は、英語を母語とする者（論文中の専門用語を理解し得る者であることが望ましい）の校閲を経る。
- 5 投稿原稿の掲載は、3人のレフェリーの審査に基づき、編集委員会が決定する。
- 6 投稿手続き
 - (1) 投稿しようとする者は、執筆事項を厳守の上、所定の期日までに次の項目について兵庫教育大学「教育実践学論集」論文査読システムへの入力により提出するものとする。
 - ① 投稿申込書
 - ② 論文原稿
 - ③ 審査用原稿（1頁目の著者名・所属、及び謝辞を除いたもの）
 - ④ 投稿原稿形式チェック表なお、同一号に投稿する件数は、筆頭著者1人につき1編とする。共著の場合で、筆頭著者でなければ、この限りでない。
 - (2) 提出された原稿について、本要領の諸事項に従ったものであるかどうか事務局が点検を行った結果、形式不備による原稿の修正・再提出の求めがあったときは、著者は直ちに形式を修正した論文原稿及び審査用原稿をシステム入力により提出するものとする。
 - (3) 編集委員会は前号の形式点検・修正を経た原稿の形式審査を行い、本要領の諸事項に従っている原稿のみ受け付ける。
- 7 投稿原稿の掲載決定の通知を受けたときは、別に定める留意事項に従い最終原稿、及び図版原稿等を提出するものとする。
- 8 著者による校正は、原則として初校のみとし、誤植の修正に限る。校正の際の書き加え、書き改めは原則として認めない。
なお、図を修正しなければならないときは、原図を著者の責任において修正し、校正刷りに赤で指示する。
- 9 著作権等
 - (1) 論文の内容は著者が責任を負うものとし、編集委員会の意見により修正を行った場合も同様とする。
 - (2) 論文の著作権は著者に属するものとするが、研究科は著者から個別に同意または許諾を得ることなく、その領布のために複製、媒体変換及び公衆送信することができるものとする。
また、委員会の判断により各種の文献データベースに論文の全文又は一部が掲載されることがある。

10 掲載決定論文は、下記の研究科論文集ホームページ、及び兵庫教育大学学術情報リポジトリ (HEART) において公開する。

- 研究科論文集ホームページのURL
<http://www.office.hyogo-u.ac.jp/jgs/journals/>
- 兵庫教育大学学術情報リポジトリ (HEART) のURL
<http://repository.hyogo-u.ac.jp/dspace/index.jsp>

(執筆事項について)

11 投稿原稿は、和文又は英文によるものとし、パソコンを用いて作成されたレイアウト原稿とする。また、レイアウト原稿の作成に当たっては、レイアウト例を必ず参照のこと。

12 原稿枚数等及び論文の体裁は次によるものとする。

(1) 和文・英文論文共通事項

- ・用紙は、A4判縦置き、横書きとする。ただし、和文論文で表記上特に必要な場合は、A4判横置き、縦書きとすることができる。
- ・原稿枚数 (図版、注、文献等含む) は、本項(2)又は(3)に定める1ページ当たり文字数・段組・書体ポイント数に従った上で12ページ以内とし、ページ下中央部にページ番号を印字する。
- ・表題中に(1)(その1)等の続報論文を想定する旨の表記は行わない。
- ・原稿第1ページの最下段に、著者の所属を和文と英文で書く。この場合、研究科学生 (研究生を含む。) は研究科名、教員は大学名を書く。

【記載例】

研究科学生の場合 → 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学生 (Doctoral program student of the Joint Graduate School in Science of School Education, Hyogo University of Teacher Education)

教員の場合 → ○○大学 (○○○○○○ University)

- ・論文中 (注、文献を含む) に著者本人の著による文献等を表記する際、著者名は、「筆者」「拙稿」等とせず、著者本人の名で表記する。
- ・イタリック、太字体 (ゴシック、ボールド) は原稿で指定する。
- ・英文要旨は100語以上150語以下 (和文要旨の場合は250字以上300字以下)、キーワードは3語以上5語以内とする。
- ・図版原稿がある場合は、最終原稿をイメージした大きさと位置に挿入する。
- ・図版の挿入は、切り貼り又はソフトでペーストする。

(2) 和文論文

- ・本文、注、文献のページは25字×48行の2段組とし、上下左右の余白はそれぞれ25mm, 20mm, 18mm, 18mmとし、段間は8mm程度とする。(ただし、横置き、縦書きの場合は、上下左右の余白はそれぞれ18mm, 18mm, 20mm, 25mmとする。)
- ・書体は、明朝体9ボを標準とする。
- ・原稿第1ページに和文表題、和文著者名、英文表題、英文著者名、英文要旨、英文キーワードを書き、キーワードの次行から本文、注及び文献の順で書く。
- ・本文は、書き出し及び改行後の書き出し部分を1こま空け、句点は「。」とし、読点は「、」とする。(ただし、横置き、縦書きの場合は、読点は「、」とする。)
- ・2桁以上の数字は半角文字、アルファベットは半角を基本とするが、略号等は全角も可とする。
- ・カタカナは全角とする。

(3) 英文論文

- ・本文、注、文献のページは、行数48行 (又は48行程度) の2段組とし、上下左右の余白はそれぞれ25mm, 20mm, 18mm, 18mm程度、段間は8mm程度とする。
- ・書体は、Times11ボを標準とする。
- ・原稿第1ページに英文表題、英文著者名、和文表題、和文著者名 (著者が外国人の場合は英文のまま表記)、和文要旨、和文キーワードを書き、キーワードの次行から本文、注及び文献の順で書く。

13 注及び文献は、原則として以下の様式により論文末尾にそれぞれ別にまとめる。

- (1) 注記は、補足説明とし、本文中の該当箇所に、(注1)、(注2) …の肩番号をつけ、論文末尾に番号順に記載する。
- (2) 文献は、本文中で引用・参照されている文献のみとし、本文中の引用・参照箇所に、(1)、(2) …の肩番号をつけ、下記の様式により、論文末尾に番号順に記載する。引用・参照する文献、ページ数が

同一の場合は同一番号を付す。

なお、欧文（ローマ字）誌・書名は、イタリックとする。

また、著者が複数の場合は、その全員を記載する。その際、著者名と著者名の間は、カンマ [,] でつなぐ。

a, 雑誌論文の場合

文献番号 著者名「論文表題」『掲載雑誌名』巻（号），ページ数，発行年

※欧文雑誌の場合

文献番号 著者名. 論文表題. 掲載雑誌名, 巻（号）, ページ数, 発行年

【記載例】

(1) 鈴木一郎「総合学習における教育実践学的存在論」『総合学習』4, pp.38-39, 2000

(2) James, M. Japanese Education. *Journal of Education*, Vol.16, pp.58-59, 2004

(3) 前掲(1), p.40

b, 著書の場合

①文献番号 著者名『書名』出版社・発行所名，ページ数，発行年

②文献番号 著者名「論文表題」編者名編『書名』出版社・発行所名，ページ数，発行年

※欧文著書の場合

文献番号 著者名. 論文表題. In 編者名 (ed.), 書名, 出版社・発行所名, ページ数, 発行年

【記載例】

(1) 田中太郎『図で読むスクールカウンセリング』ミノルタ書房, pp.53-68, 1998

(2) Chales, A. Singlehood. In Macklin, E. & Rubin, S. (eds.), *Families in postmodern society*, Oxford University Press, pp.34-35, 1987

(3) 前掲書(1), pp.78-80

14 図、表、写真図版等は、最終原稿をイメージした位置に、鮮明に識別できる大きさと、以下の様式により挿入する。

- ・図（写真図版を含む）は、図1 (Fig. 1), 図2 (Fig.2), …, のように、表は、表1 (Table1), 表2 (Table2), …のように通し番号をつける。
- ・図の番号及び見出しは、図の下に記入し、表の番号及び見出しは、表の上に記入する。
- ・図、表、写真図版等の出典は、オリジナルの場合を除き、論文末尾に通し番号順にまとめ、文献の記載例を参考に明記する。

【記載例】 ※出典が著書の場合

図4 平山礼二『日本画の世界』求龍書店, p.48, 1986

- ・図、表、写真図版の大きさは、1 ページ（縦23.5cm×横16.5cm）以下を原則とする。
- ・図、表中の文字の大きさは、レイアウト原稿中で最小9ポイントとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度発行の「教育実践学論集」に限り、平成30年度から令和2年度に発行された「教育実践学論集」(第19号～第22号)に投稿し掲載不可となった投稿原稿の内容を修正・改善し再度投稿する場合は、要項1に掲げる者以外の者であっても投稿することができるものとする。

掲載決定後の提出物に関する留意事項

掲載決定通知を受けたときは、下記の事項に留意の上、所定の期日までに最終レイアウト原稿、及び図版原稿等を提出してください。

記

- 1 最終レイアウト原稿（公開データ作成用，カラー原稿可） 1部
公開データ作成業者のコンピュータ処理で正しく変換できない恐れのある特殊な文字，記号には朱書きの注記を行ってください。
- 2 図版原稿等
 - ① レイアウト原稿にソフトで図版等をペーストした場合であっても，図版は必ず1点ずつ鮮明なものをオリジナルサイズで提出してください。
- 3 その他
 - ① 英文論文及び和文論文の英文要旨は，著者の責任において英語を母語とする者の校閲を受けてください。
 - ② 特殊な文字・記号は正しく変換されない場合がありますので，初校時に十分留意してください。
 - ③ 頁数が奇数の場合で最終頁が数行の場合，編集委員会の判断で前頁に組み込むことがあります。

「教育実践学論集」 投稿原稿形式チェック表（和文原稿用）

原稿の仕様、体裁、注・文献の記述等が投稿要領の諸事項に従っているか、以下の項目についてチェックの上、投稿原稿に添付してください。

編集委員会で形式審査を行うため、形式不備の場合は受付できません。

投稿者氏名：

項	目	チェック欄	備 考
(倫理的配慮) ※該当しない場合は、その旨備考欄に記入すること。			
・倫理的配慮の必要な研究内容を含む場合、個人情報の保護に関する法令等に従っていますか、また、所属機関等において倫理審査委員会等の承認を得ていますか。			
(ネイティブチェック)			
・英文タイトル、要旨は、英語を母語とする者（論文中の専門用語を理解し得る者であることが望ましい）の校閲を受けていますか。			
(論文要旨)			
・論文要旨は、目的、方法、結果が適切に表現されていますか。			
(レイアウト原稿の仕様)			
・原稿はA4判縦置き、横書きですか。 (※縦書き原稿の場合は、A4判横置き、縦書きですか。)			
・書体は明朝体9ポイント、25字×48行の2段組ですか。			
・原稿は本文、注、文献、図表等全て含めて、12ページ以内ですか。			
・句点は「。」、読点はカンマ「,」となっていますか。 (※縦書き原稿の場合は、読点は「、」で構いません。)			
(論文の体裁)			
・第1ページは表題、著者名、英文表題、英文著者名、英文要旨、英文キーワード、本文の順に記載していますか。			
・英文要旨は100語以上150語以下ですか。			
・英文キーワードは3語以上5語以内ですか。			
・第1ページの最下段に、著者の所属を和文と英文で書いていますか。			
(注及び文献)			
・注及び文献はそれぞれ別にまとめた上、それぞれの通し番号をつけていますか。			
・文献の記述の内容、順番は投稿要領の記載例どおりですか。			
・欧文（ローマ字）誌名は、イタリックとなっていますか。			
(図、表、写真図版)			
・図、表中の文字は判読できる大きさですか。			
・図の番号及び見出しは、図の下に記入し、表の番号及び見出しは、表の上に記入していますか。			
・図、表、写真図版等の出典は、オリジナルの場合を除き、論文末尾に通し番号順にまとめていますか。			

「教育実践学論集」 投稿原稿形式チェック表（英文原稿用）

原稿の仕様、体裁、注・文献の記述等が投稿要領の諸事項に従っているか、以下の項目についてチェックの上、投稿原稿に添付してください。

編集委員会で形式審査を行うため、形式不備の場合は受付できません。

投稿者氏名：

項 目	チェック欄	備 考
(倫理的配慮) ※該当しない場合は、その旨備考欄に記入すること。		
・ 倫理的配慮の必要な研究内容を含む場合、個人情報保護に関する法令等に従っていますか、また、所属機関等において倫理審査委員会等の承認を得ていますか。		
(ネイティブチェック)		
・ 英文タイトル、本文は、英語を母語とする者（論文中の専門用語を理解し得る者であることが望ましい）の校閲を受けていますか。		
(論文要旨)		
・ 論文要旨は、目的、方法、結果が適切に表現されていますか。		
(レイアウト原稿の仕様)		
・ 原稿はA4判縦置き、横書きですか。		
・ 書体はTimes11ポイント、行数48行（又は48行程度）の2段組ですか。		
・ 原稿は本文、注、文献、図表等全て含めて、12ページ以内ですか。		
(論文の体裁)		
・ 第1ページは表題、著者名、和文表題、和文著者名、和文要旨、和文キーワード、本文の順に記載していますか。		
・ 和文要旨は250字以上300字以下ですか。		
・ 和文キーワードは3語以上5語以内ですか。		
・ 第1ページの最下段に、著者の所属を英文と和文で書いていますか。		
(注及び文献)		
・ 注及び文献はそれぞれ別にまとめた上、それぞれの通し番号をつけていますか。		
・ 文献の記述の内容、順番は投稿要領の記載例どおりですか。		
・ 欧文（ローマ字）誌名は、イタリックとなっていますか。		
(図、表、写真図版)		
・ 図、表中の文字は判読できる大きさですか。		
・ 図の番号及び見出しは、図の下に記入し、表の番号及び見出しは、表の上に記入していますか。		
・ 図、表、写真図版等の出典は、オリジナルの場合を除き、論文末尾に通し番号順にまとめていますか。		

「教育実践学論集」編集要領

〔平成16年4月1日〕
編集委員会決定

改正 平成20年2月6日

(投稿原稿の形式審査と受付通知)

- 1 編集委員会事務局は、投稿原稿を受け取ると、「投稿要領」の諸事項に従った原稿であるかどうかについて点検を行い、従っていない原稿については著者に修正・再提出を求める。
- 2 編集委員会は、前項の点検を経た投稿原稿が「投稿要領」の諸事項に従った原稿であるかどうかについて形式審査を行い、諸事項に従っている原稿のみ受け付ける。受け付けた原稿には論文番号を付し、原稿受付通知を出す。編集委員会が原稿を受け付けた日をもって原稿受付年月日とする。
- 3 原稿受付通知は、投稿申込書にある連絡先に送る。原稿受付通知には、受付年月日及び論文番号を記載する。

(原稿の処理)

- 4 投稿原稿が受け付けられると、直近の編集委員会において3名のレフェリーを決定し、依頼する。レフェリーには、投稿論文と同一又はできるだけ近い専門分野の、客観的な判断のできる識見のある研究者を選ぶ。また、投稿論文に関連する連合講座の編集委員1名が当該論文の主任編集委員となりレフェリーの意見の取りまとめ等を行う。
- 5 レフェリーは、論文審査報告書により、総合判定を編集委員会に報告する。
- 6 編集委員会は、3名のレフェリーの総合判定に基づき、当該論文を「掲載可」、「掲載不可」又は「修正再審査」のいずれかに決定し、次の処置をとる。

(1) 掲載可の場合

編集委員会が、レフェリーの判定結果をもとに審議し、最終的に掲載を決定した日をもって原稿受理年月日とする。

編集委員会は、レフェリーの判定と意見を著者に送り、掲載可の連絡を行う。部分訂正が必要とされている場合は、編集委員会が提出された最終原稿の確認を行う。

(2) 掲載不可の場合

編集委員会は、レフェリーの判定と意見を著者に送り、掲載不可の連絡を行う。

(3) 修正再審査の場合

編集委員会は、レフェリーの判定と意見をつけて、投稿原稿を著者に返送し、修正再審査の連絡を行う。著者に返送後、1ヶ月を経過しても修正原稿あるいは反論が提出されないときは、投稿を辞退したものとみなす。また、修正原稿のページ数が、レフェリーの意見に基づく書き加え又は書き改めにより、投稿要領に定めるページ数を超えるときは、15ページを上限として、これを認めるものとする。

- 7 修正再審査の処置により、著者から1ヶ月以内に修正論文あるいは反論が提出されたときは、編集委員会は、レフェリーに当該修正論文あるいは反論の検討を求め、その検討結果を参考に審議し、最終的に「掲載可」又は「掲載不可」のいずれかに決定する。決定後の処置は、前項(1)又は(2)に準ずる。

(校正)

- 8 校正は著者の責任において行う。
- 9 校正は誤植の修正に限る。校正の際の書き加え、書き改めは原則として認めない。

(出版された論文の訂正)

- 10 出版された論文の印刷上のミスやこれに類する誤りは、明らかに判読できる場合を除き、正誤表(Errata)として訂正する。正誤表を掲載するかどうかの決定は編集委員会が行う。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科及び兵庫教育大学
大学院連合学校教育学研究科の各研究科論文集における投稿
論文審査に関する相互協力

平成16年4月1日

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科
兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科

(趣旨)

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の発行する「学校教育学研究論集」、または兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の発行する「教育実践学論集」に投稿された論文のレフェリーを、両研究科の所属教員が協力して行うことにより、論文審査を公正かつ適正に行い、もって掲載論文の水準を向上させ、学校教育学研究及び教育実践学研究における両論文集の研究誌としての評価の確立、進展をはかることを目的とする。

(方法)

1. それぞれの研究科の論文編集委員会は、両研究科のいずれかに所属する教員の中から、投稿論文の専門に合わせて、最適と思われるレフェリー候補者を選ぶことができる。
2. 相手方の研究科に所属する教員へのレフェリーの依頼は、相互協力に基づく審査依頼であることを明記した依頼状、諾否の返信用紙、審査論文、審査報告書等を当該レフェリー候補者に送付して行う。
3. 相手方研究科教員にレフェリーを依頼する場合には、当該レフェリーの氏名、所属、審査依頼日、審査論文名を、レフェリーの所属する研究科の論文編集委員会に通知するものとする。
4. 実施に当たって、検討が必要となる事項が生じた場合には、両研究科の論文編集委員会の協議によって処理するものとする。